

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、認定請求書受理、支給要件審査、認定、手当支給、児童扶養手当情報の照会等を行う。特定個人情報は、下記の場合に使用する。 1. 認定請求書・各種届出書の受理 2. 認定請求書・各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 3. 前住所地への児童扶養手当情報の照会 4. 児童扶養手当の支払、過払い金の返還請求 5. マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務 6. マイナポータルのお知らせ機能により通知する事務
③システムの名称	1. 総合保健福祉システム(児童福祉) 2. システム共通基盤(団体内統合宛名) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当支給台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ①番号法第19条第8号および番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番81 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条 【情報提供】 ①番号法第19条第8号および番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番17、20、42、89、90、125、141、155、161 ②番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、22、44、91、92、127、143、157、163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I-7 請求先	政策経営部広報課行政情報グループ	政策経営部区民相談課行政情報グループ	事後	
平成28年5月18日	II-1、2 いくつかの時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月12日	I-3. 個人番号の利用	第9条第1項 別表第一の37項	第9条第1項 別表一項番37		
平成28年12月12日	I-4. ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条7号 情報照会 別表第二の57項 情報提供 別表第二の13項、26項、30項、47項、64項、65項、87項、116項	【情報の照会】①番号法第19条第7号別表二項番57②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 【情報の提供】①番号法第19条第7号別表二項番13,26,30,47,64,65,87,116 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、19条、26条の2、35条、36条、44条、59条の2		
平成29年4月1日	②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、認定請求書受理、支給要件審査、認定、手当支給、児童扶養手当情報の照会等を行う。 特定個人情報、下記の場合に使用する。 1. 認定請求書・各種届出書の受理 2. 認定請求書・各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 3. 前住所地への児童扶養手当情報の照会 4. 児童扶養手当の支払、過払い金の返還請求	児童扶養手当法に基づき、認定請求書受理、支給要件審査、認定、手当支給、児童扶養手当情報の照会等を行う。 特定個人情報、下記の場合に使用する。 1. 認定請求書・各種届出書の受理 2. 認定請求書・各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 3. 前住所地への児童扶養手当情報の照会 4. 児童扶養手当の支払、過払い金の返還請求 5. マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務	事前	
平成29年4月1日	③システムの名称	1. 総合保健福祉システム(児童福祉) 2. システム共通基盤(団体内統合宛名) 3. 中間サーバー	1. 総合保健福祉システム(児童福祉) 2. システム共通基盤(団体内統合宛名) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年4月1日	しきい値 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	
平成29年4月1日	しきい値 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月3日	②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、認定請求書受理、支給要件審査、認定、手当支給、児童扶養手当情報の照会等を行う。 特定個人情報、下記の場合に使用する。 1. 認定請求書・各種届出書の受理 2. 認定請求書・各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 3. 前住所地への児童扶養手当情報の照会 4. 児童扶養手当の支払、過払い金の返還請求 5. マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務	児童扶養手当法に基づき、認定請求書受理、支給要件審査、認定、手当支給、児童扶養手当情報の照会等を行う。 特定個人情報、下記の場合に使用する。 1. 認定請求書・各種届出書の受理 2. 認定請求書・各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 3. 前住所地への児童扶養手当情報の照会 4. 児童扶養手当の支払、過払い金の返還請求 5. マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務 6. マイナポータルのお知らせ機能により通知する事務	事前	
平成30年7月3日	5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 猪飼 敏夫	子育て支援課長	事後	評価書様式変更による
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和元年8月29日時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成31年4月1日時点	令和元年8月29日時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和元年8月29日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和元年8月29日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会】 ① 番号法第19条第7号別表二項番57 ② 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第29条 【情報提供】 ① 番号法第19条第7号別表二項番13、26、30、47、64、65、87、116	【情報照会】 ① 番号法第19条第8号別表二項番57 ② 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第29条 【情報提供】 ① 番号法第19条第8号別表二項番13、26、30、47、64、65、87、116	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表一項番37	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表項番56	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ① 番号法第19条第8号別表二項番57 ② 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第29条 【情報提供】 ① 番号法第19条第8号別表二項番13、26、30、47、64、65、87、116	【情報照会】 ① 番号法第19条第8号および番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番81 ② 番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条 【情報提供】 ① 番号法第19条第8号および番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番17、20、42、89、90、125、141、155、161 ② 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、22、44、91、92、127、143、157、163条	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	